

警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則

昭和47年11月10日

公安委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号)第17条第1項の規定に基づき、警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯する護身用具について、その携帯を禁止し、又は制限するために必要な事項を定めるものとする。

(携帯を禁止する護身用具)

第2条 警備業者及び警備員が、警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具(鋭利な部位がないものに限る。)以外のものとする。

(1) 警戒棒(その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

(2) 警戒じょう(その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。)

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

(3) 刺股

(4) 非金属製の楯

(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

(警戒棒の携帯の制限)

第3条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務(競輪場、競馬場、競艇場その他の公営競技場における警備業務を除く。)を行う場合は、警戒棒を携帯してはならない。

(警戒じょうの携帯の制限)

第4条 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務(部隊を編成するなど集団の力を用いて行うものを除く。)以外の警備業務を行う場合は、警戒じょうを携帯してはならない。

(1) 警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務(指令業務を除く。)

(2) 警察官が現に警戒を行っている施設のうち、次に掲げるものにおいて行われる警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務

ア 空港

イ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ウ 大使館、領事館その他の外交関係施設

エ 国会関係施設及び政府関係施設

オ 石油関係施設、電力関係施設、ガス関係施設、水道関係施設、鉄道その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であって、当該施設に対して危害が及んだ場合に多数の者の生活に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

カ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であって、当該施設に対して危害が及んだ場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生ずるおそれのあるもの

(3) 規則第1条第5号に規定する核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年1月14日  
公安委員会規則第2号）

この規則は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則（平成15年6月13日  
公安委員会規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に係る停止又は指示処分の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月16日  
公安委員会規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月11日  
公安委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に警備業法第17条第2項において準用する同法第16条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒及び警戒じょう（この規則による改正後の警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第2条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。